

農林水産分野における T P P 対策に関する重点提言

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定発効後においても、地方における重要産業である農林水産業が将来にわたり持続的発展が図られるよう国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. T P P 協定に対する国民の不安と懸念を払拭するため、引き続き、正確かつ丁寧な説明・情報発信を行うこと。
2. T P P 協定発効を見据え、農林水産業の持続的発展が図られるよう中長期的な支援を行うとともに、それら施策の推進に当たっては、既存の農林水産予算に支障を来たさぬよう毎年の予算編成過程において必要額を確保すること。
3. 中山間地域農業の体質強化が図られるよう収益力向上支援など地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行うこと。
4. 生産コストを低減させるため、収益性に優れた品種の開発及び生産技術の高度化を推進すること。
5. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。
6. 食の安全・安心を確保するため、輸入食品の監視体制を強化するとともに、食品表示制度の充実強化を図ること。